

履修等について

1 履修登録等

- (1) 修了要件単位数については、教育学研究科規程別表2に定める各専攻の履修基準単位数に従って修得してください。
- (2) 履修科目は、4月の始めに指導教員の指導のもとに年間の履修計画を立て、指定された期間に学内(研究室等)のパソコンを利用してWebにより履修登録を行い、翌日以降に、必ず登録の確認を行ってください。
なお、確認の結果、エラーとなった科目は、履修登録ができていません。講義番号等を確認し、再度登録してください。履修登録ができていない科目の履修及び単位修得は認められませんので留意してください。不明な点があれば、教育学系教務学生係へお尋ねください。
履修登録期間等の詳細は掲示等によりお知らせします。
- (3) 共通基礎科目及び教職実践科目を除く各授業科目は、繰り返し履修が可能です。ただし、教育臨床心理学専攻及び教職実践専攻の開設授業科目は繰り返し履修することはできません。なお、繰り返し履修した授業科目の2回目以降に修得した単位は、教員免許取得には使えませんので注意してください。
- (4) 諸届及び提出物は指定された期日・時刻までに必ず提出してください。ただし、学生便覧で指定された期日が休日の場合は、翌日の指定された時刻までとします。
- (5) 学生に対する種々の連絡は、掲示により行いますので、講義棟の掲示板を必ず見てください。

2 学位論文の提出(修士課程の学生のみ)

学位論文は修了年度の1月20日までに、教育学系教務学生係へ提出してください。前期末に修了する見込みの者は、その年の7月31日までに教育学系教務学生係へ提出してください。

3 研究指導計画書(修士課程学生のみ)

各年度当初に指導教員が「研究指導計画書」を配布しますので、研究計画等を記入し、4月末までに指導教員へ提出してください。

4 単位の認定及び成績の評価

- (1) 単位の認定は、授業時間の3分の2以上出席した者について、試験・レポート及び平素の成績等により、授業担当教員が行います。
- (2) 本学では、平成20年度入学生よりGPA制度を導入しています。GPA制度については、「GPA制度について」を参照してください。成績の評価は、A+(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、修了及び認定を合格(単位修得)とし、F(59点以下)を不合格(単位未修得)とします。

5 定期試験等

- (1) 各授業科目の試験は、原則として学期末に各授業担当教員の指示する日・時限で行います。
- (2) 病気その他やむを得ない事故等のために受験できない者に対しては、試験を延期されることがあります。このような事態が発生した場合は、すみやかに授業担当教員に申し出て、指示に

従ってください。受験延期を許可された者に対しては、滝とうなじ記に追試験を行います。

(3) レポート等は、指定された期限までに直接授業担当教員に提出しなければなりません。

6 受験心得

定期試験等の受験に関する注意事項は、下記のとおりです。各事項を充分熟読の上受験してください。

(1) 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。

(2) 監督者が指定した座席において受験すること。

(3) 受験中は必ず学生証を机の上に置くこと。

ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。

(4) 受験中、机の上に置くことができるものは、学生証、筆記用具(筆箱等を除く。)及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。携帯電話・PHS等は、必ず電源を切ってカバン等に入れること。

(5) 解答用紙には、所属学部等名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず万年筆又はボールペンで記入すること。

(6) 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。

(7) 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。

(8) 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接渡すこと。自己の机の上に於いて退室すると無効になる場合がある。

(9) 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。

なお、監督者の指示に従わない者、及び不正行為があると認められた者に対しては、学則第58条(大学院学則第49条)により厳重に懲戒処分を行う。

7 成績の登録及び通知

(1) 修得した授業科目の成績は、すべて学籍簿に登録されます。

(2) 成績通知方法については、次の学期の始まる前(修了年次後期の場合は学期末)に、別途掲示によりお知らせします。

8 気象警報が出された場合等における授業及び課外活動の取扱い

(1) 台風等により、岡山地域又はこれを含む岡山県南部地域あるいは岡山県全域に、岡山地方気象台から次の気象警報が発表された場合は、授業(定期試験を含む)を以下のとおり取り扱います。

岡山地域とは、岡山地方気象台の注意報・警報の発表区分である岡山地域(岡山市・玉野市・瀬戸内市・加賀郡吉備中央町(旧加茂川町))を指します。

対象となる気象警報の種類

「爆風警報」、「暴風雪警報」及び「大雪警報

授業の取扱い

・午前6時から午前8時40分までに警報が出されている場合、当日の全ての授業が休講と

なります。

- ・警報が午前8時40分までに解除されても、全ての授業が休講となります。
- ・授業開始後に警報が出された場合は、次の時限以降の授業が休講となります。

上記休講措置の対象とならない警報や、局地的な災害発生で交通機関が運休するなどにより登校が困難な場合は、受講できなかった授業を公欠扱いとしますので、後日「気象警報・災害発生による授業公欠届」を教育学系教務学生係に提出してください。

- (2) 地震等の緊急事態が発生した場合、状況を調査の上、授業等の実施に支障があるときは、追って、授業の取扱いを周知します。

授業時間中に発生した場合は、教職員の指示に従ってください。

- (3) 休講となった授業の補講及び公欠扱いとした学生に係る授業の取扱い

定期試験が休講の場合：別の期日に試験を行います。

定期試験を公欠した場合：別の期日に追試験を行います。

通常授業が休講の場合：後日補講を行います。

通常授業を公欠した場合：補講はせず、授業担当教員の指示によりレポート等の授業時間外（教室外）学習を行います。

- (4) 課外活動は、休講措置がとられた場合、全て禁止となります。

- (5) 確認・周知方法等

気象警報の確認は、各自が気象台の天気予報、マスメディア等により行ってください。

休講措置の周知は、掲示板、本学のホームページ、マスメディアを通じてお知らせします。

なお、授業開始後に警報が出された場合には、掲示並びに授業担当教員を通じてお知らせします。

また、直ちに下校することが危険な場合には、講義室で待機してください。

G P A 制度について

岡山大学では、平成 2 0 年度に新しい成績評価の仕組み（G P A 制度）を導入しました。

1 . G P A 制度とは

これまでの成績評価は、優・良・可・不可の 4 段階でしたが、これを A + ・ A ・ B ・ C ・ F の 5 段階評価とします。

これまでの成績評価			G P A 制度による成績評価			
成績（評点）	評語		成績（評点）	評語	G P	
80-100 点	優	…合格	90-100 点	A	4	…合格
70-79 点	良		80-89 点	B	3	
60-69 点	可	…不合格	70-79 点	C	2	…不合格
0-59 点	不可		60-69 点	D	1	
			0-59 点	F	0	

G P A 制度とは、履修登録した科目毎の 5 段階評価を 4 からまでの点数（G P : Grade Point）に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点です。

$$G P A = \frac{\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の G P の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

例えば、次の架空の成績をもとに G P A を考えてみると以下のようになります（実際には、皆さんは一学期間にもっと多くの科目を履修します）。

科目名	単位数 (a)	評点	評語	G P (b)	a × b
学概論	2	9 5	A +	4	8
学要説	2	8 5	A	3	6
学演習	2	5 5	F	0	0
学演習	2	7 0	B	2	4
基礎実験	1	9 0	A +	4	4
計	9				2 2

上記の成績の学生の場合

分子…（履修登録した授業科目の単位数 × 当該授業科目の G P ）の総和 = 2 2

分母… 履修登録した授業科目の単位数の合計 = 9

$$G P A = 2 2 \div 9 = \underline{2 . 4 4}$$

2 . G P A の対象とならない科目

評点を示さず、認定又は修了によって単位を修得した科目

岡山大学以外で修得した科目を単位として認めたもの

履修登録取消の手続きをした科目（以下 4 を参照）

3 . G P A 制度の目的

成績不振の学生をいち早く発見し、アカデミック・アドバイザー等の教員を中心に適切な指導を行うこと。

G P A を目安にして学生に履修登録科目数の自主規制を促し、計画的な履修を促すこと。

学生に対して取得単位数だけではなく、個々の単位のレベルアップを図るよう喚起すること。

4．履修登録取消制度とは

履修登録取消制度とは、一旦履修登録した科目（履修確定された科目のことで、Webの履修登録画面上に「確」マークが付いたもの）を取り消す制度で、履修登録をして授業に出たものの、授業の内容が自分が勉強したいものと違っていた、授業に対する知識が不足していることに気付いた、履修科目数を減らしたい等といった理由から履修を取り消すことができる制度です。

以下の履修登録取消期間内に手続きをせず、自ら履修を放棄した場合はF評価（GP = 0）となり、後々までGPAの値に大きな影響を及ぼしますので、注意してください。

この制度は、履修確定後に行うものですので、履修登録期間中（エラー等の確認期間を含む）に行う削除とは異なります。

履修登録取消の期間

前期：5月の第4週目（月曜日～金曜日）

後期：11月の第3週目または第4週目（月曜日～金曜日）

夏季休業期間等に行われる集中講義については、当該科目の履修確定日の翌日から当該科目の授業開始日の前日まで

【授業開始日の前日までに手続きをしてください】

履修登録取消の手続き場所

教育学系教務学生係で、所定の様式（GPAに係る履修登録科目の取消願）により願い出てください。

別表 2 履修基準単位数

(1)-1 修士課程

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
学校教育学専攻	2	8	18	4	32
発達支援学専攻	2	10	16	4	32
教科教育学専攻	2	10	16	4	32
教育臨床心理学専攻	2	10	16	4	32

(1)-2 修士課程（大学院設置基準第14条を適用する現職教員）

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
全専攻	28			4	32

(2) 専門職学位課程

科目区分 専攻	共通科目	選択科目	学校における 実習科目	計
教職実践専攻	22	18	10	50

岡山大学大学院教育学研究科における修士の研究指導 及び学位審査に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)の修士の学位の授与に関し、岡山大学学位規則(平成16年岡大規程第1号)及び岡山大学大学院教育学研究科規程(平成16年岡大院教規程第1号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、教授及び研究科教授会において研究指導担当者として認められた准教授(以下「研究指導担当准教授」という。)とする。

(研究指導分担者)

第3条 指導教員は、研究指導を行う上で必要があると認めるときは、研究指導担当准教授以外の准教授又は講師を研究指導分担者とすることができる。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文の審査を受けようとする者は、学位申請書に学位論文を添え、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

(審査委員会)

第5条 学位論文の審査を行うため、学生ごとに審査委員会を置く。

2 審査委員会は、主査及び複数の副査の審査委員をもって組織する。

3 主査は、原則として、指導教員をもって充てるものとする。

4 主査が研究指導担当准教授の場合にあっては、副査に1名以上の教授を含めるものとする。

5 教科教育専攻の研究領域に係る学位論文の審査にあっては、原則として審査委員に教科教育担当の教員を含めるものとする。

(最終試験)

第6条 学位論文の発表会(口頭発表)等による最終試験の実施細目は、各専攻ごとに定めるものとする。

2 発表会等は、原則として公開するものとし、日時、場所は、各専攻で公表する。

(審査結果及び最終試験の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の結果に基づいて、学位論文審査・最終試験報告書を作成し、研究科長に報告するものとする。

2 最終試験の成績評価は、合否をもって示す。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。